

# 統一協会に賠償命令

## 違法な勧誘 元会員勝訴

札幌地裁

記弁護士は「統一協会の実上の違憲判決といえ  
勸誘が信仰の自由を侵害する」とのべました。  
事

統一協会の元女性会員 十九日、札幌地裁であり、

を命じました。

二十人が、違法な勧誘で  
入信させられ、献金を強  
要されたとして、統一協  
会などを相手取り総額約  
九千二百万円の損害賠償  
を求めた訴訟の判決が二

佐藤陽一裁判長は「宗教  
であることを秘匿した組  
織的な勧誘は信仰の自由  
を侵害する恐れがあり違  
法」として、統一協会に

これを含め、全国で十  
件起こされた「青春を返  
せ」訴訟のうち、元会員  
側が勝訴したのは二件  
目。

個々の勧誘に納得して応  
じたものの、佐藤裁判長  
は「全体を見ると、財産  
の収奪などを目的とした  
組織的、体系的な活動」  
と断じました。

判決によると、統一協

原告側代理人の郷路征